

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂等に係る検討会

検討会開催の趣旨

- 平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、環境省では、平成25年6月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を作成
- 同ガイドラインでは、災害時に飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することの重要性を指摘
- 平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、今後の災害時対応に備えるため、ガイドライン等について所要の改訂を行うことが必要と判断

検討会スケジュール

研究会開催日時	主な内容
平成29年8月2日	第1回 現行の防災対応の体系、ガイドライン改訂の方向性
平成29年9月27日	第2回 ガイドライン改訂の方向性、ガイドラインのタイトル
平成30年1月18日	第3回 ガイドライン改訂案



平成30年2月 「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定

<検討委員> (敬称略)

氏名	所属組織名
江川 佳理子	熊本県健康福祉部健康危機管理課 課長代理
鍵屋 一	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 教授
金谷 和明	全国動物管理関係事業所協議会会長
亀田 由香利	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 仙台市片平市民センター・児童館 館長
国崎 信江	一般社団法人 危機管理教育研究所 代表

氏名	所属組織名
沼田 一三	ペット災害対策推進協会 副理事長
平井 潤子	公益社団法人 東京都獣医師会 事務局長 NPO法人 アナイス 代表
村上 睦子	熊本市健康福祉局保健衛生部動物愛護センター 所長
村中 志朗	公益社団法人 日本獣医師会 副会長 公益社団法人 東京都獣医師会 会長
山根 泰典	徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課 課長

<オブザーバー(関係省庁)>
内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(被災者行政担当)付/厚生労働省健康局結核感染症課

ガイドライン改訂の主なポイント①

1、改訂版ガイドラインの名称

○「人とペットの災害対策ガイドライン」（旧「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」）

「ペットの救護対策」を「人とペットの災害対策」に変更

→災害時に放浪状態等にあるペットの保護のためとの誤解を与える。

災害時にまず救うべき対象は、人間であり、本ガイドラインの内容は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養出来るように支援するもの。

「災害時における」を削除

→ペットの飼養面から考えた災害時の対策は、平常時の準備の延長戦上にある。災害が起きてどうするかではなく、平時の備えが最も重要なため。

2、災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

- 災害時の対応は、自助が基本。ペットの飼い主も同様。
- 災害時の行政の支援（公助）は人間の救護が基本。初期には、ペットに対する公的支援は期待できないので、飼い主は自らペットの健康と安全を守る責務を負う。
- 飼い主は、災害時においても、避難所等で他の避難者に迷惑をかけないように適正な飼養管理を行う責務を負う。
- 災害に備えて、普段から、ペット用品の備蓄や避難ルートの確認、同行避難に必要なしつけや健康管理を行う他、地域社会に受け入れられる適正飼養管理を行っておくこと。
- 飼い主が「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、地域の防災力の向上につながる。

3、自治体等が行う災害時のペット対策の意義

- 災害時に行政機関が行うペットの対策は、被災者である飼い主を救護する観点から、被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するもの。
- 放浪状態になった動物の保護は、被災者の心のケアに加え、被災地の環境悪化を防止し、公衆衛生の確保に寄与。
- 自治体等の役割は、飼い主の早期自立を支援すること。

ガイドライン改訂の主なポイント②

4、救護活動の対象となるペットの考え方

- ・ 災害時に救護対象とするペットの範囲をあらかじめ明確にしておくことが必要。
(ペットに飼い主がいること、対象地域、対象期間等を発災後の早いうちに決定し、公表)

5、「同行避難」の考え方の再整理

- ・ 「同行避難」とは、ペットと共に移動を伴う避難行動を行うことを指し、避難所等において人とペットが同居することを意味するものではないことを改めて明確にした。
- ・ 「同行避難」は、飼い主自身の身の安全確保が前提であることを強調。
- ・ 「避難」とは難を避けることであり、地域や災害の態様によっては、在宅避難などもありえることを示した。
- ・ 「避難所運営ガイドライン」の「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理することを指すが、この「同伴避難」も、避難所等で人とペットが同室で同居することは意味せず、ペットの飼養環境は避難所等により異なる。

6、広域支援体制の整備、受援の準備

- ・ 災害への備えを十分にしているにもかかわらず、県庁所在地での直下型地震等により、自治体や地方獣医師会等が被災し、現地動物救護本部の活動が速やかに開始できない場合がある。
- ・ 近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時のペットの救護や広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害時に広域の支援体制が取れるよう、定期的に訓練するなどの準備を推奨。
- ・ 各自治体や地方獣医師会等が前もって、受援のあり方を検討し、支援の受入れの条件や環境を整備しておく。

ガイドライン改訂の主なポイント③

7、現地救護本部の事前立ち上げ

- ・ 大規模災害時には、平常時に行えていた自治体による動物の保護等が行えなくなることもありえる。
- ・ 自治体と地方獣医師会等で組織する「現地動物救護本部」を、地方獣医師会が主導して立ち上げることで、初動時に、ペットに対する活動が困難になりがちな自治体が主導するよりも円滑な支援が可能になる場合がある。
- ・ 現地動物救護本部の立ち上げについて、自治体や地方獣医師会等において事前に取り決めを行っておくことが重要。
- ・ 多くの民間支援団体が被災地に入るので、その活動を効果的なものとするため、民間支援団体等の活動を調整し、コーディネートする機能が必要。その体制整備を検討。

改訂版ガイドライン告知のためのシンポジウム開催

環境省主催 シンポジウム

大規模災害が起こればどうする？

人とペットの災害対策

開催日時 | 平成30年 2月25日 | 13:00-17:00 [12:30開場]

会場 | イノホール&カンファレンスセンター 東京都千代田区内幸町2-1-1 観音ビルディング4F

スケジュール

12:30	開場
13:00	開演
13:10	開演特別
13:10-13:50	田嶋氏 「人とペットの災害対策」
13:50-14:30	平井氏 「人とペットの災害対策」
14:30-15:10	関久氏 「人とペットの災害対策」
15:10	休憩
15:25	パネルディスカッション
17:00	終了

環境省主催
「人とペットの災害対策シンポジウム」
平成30年2月25日（日）13時～17時
イノホール（東京都千代田区内幸町）

一般市民、自治体職員、NGO等約300名参加